

【京都府】処遇改善等加算（区分3）の研修修了要件取扱要領

この要領は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算（区分3）に係る研修修了要件について」（令和7年9月16日付け成基第202、7初幼教第4号）（以下「国通知」という。）により定められた研修修了要件について、京都府における取扱いを定めるものとする。

なお、京都市に所在する施設・事業者については、本取扱いからは除外する。ただし、園内研修については、京都市に所在する施設・事業者についても本要領を適用する。

1 保育所・地域型保育事業所

（1）修了すべき研修及び研修分野

保育所・地域型保育事業所における処遇改善等加算（区分3）（以下「区分3」という。）の研修修了要件として、修了すべき研修分野及び対象者は以下のとおり。

【保育士等キャリアアップ研修】

研修分野		職位（※1）		
		副主任保育士	専門リーダー	職務分野別リーダー
専門分野別研修	乳児保育	専門分野別研修のうち3以上の研修分野	専門分野別研修のうち4以上の研修分野	職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1以上の研修分野
	幼児教育			
	障がい児保育			
	食育・アレルギー対応			
	保健衛生・安全対策			
	保護者支援・子育て支援			
マネジメント研修		必須	×（※2）	×（※2）
保育実践研修		×（※2）	×（※2）	×（※2）

※1：各職位については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和7年4月11日付け国通知）第2の3（1）i～iiiに対応する。

名称は、「副主任保育士」「専門リーダー」「職務分野別リーダー」に限るものではないが、施設における発令が各職位のいずれに当たるかを明確にするとともに、副主任保育士等の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知しておくこと。

※2：原則として、専門分野別研修として取り扱うことはできないが、令和元年度までに受講した研修に限って、専門分野別研修として取り扱うことが可能。

（2）修了要件に該当する研修

ア 保育士等キャリアアップ研修（原則、平成29年度以降）

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付け国通知）別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に沿って、各都道府県又は各都道府県知事が指定する研修実施機関が実施する研修をいう。

イ 幼稚園教諭免許状更新講習（平成21年度以降）

文部科学省の認定を受けて大学等が実施する幼稚園教諭免許所有者に対する免許状更

新講習（教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）の一部施行（令和4年7月1日）より前に実施された講習に限る）のうち、ガイドライン別添1「分野別リーダー研修の内容」の各分野（保育実践は除く）の「ねらい」及び「内容」を満たし、かつ、同一分野を15時間以上修了している場合に限って、保育士等キャリアアップ研修に係る専門分野別研修を修了したものとみなすことができる。なお、幼稚園教諭免許更新講習が概ね「幼児教育分野」の内容であるため、基本的に「幼児教育分野」を修了したものとみなす。

ウ 園内研修（別添1参照）

保育所・地域型保育事業所が企画・実施する園内における研修（以下「園内研修（保育所・地域型保育事業所）」という。）について、以下の（ア）から（ウ）に定める要件を全て満たした場合には、園内研修（保育所・地域型保育事業所）の修了者について、対応する保育士等キャリアアップ研修の研修分野に関して1分野最大4時間の研修の受講を免除できる。

- （ア）研修の講師が、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると京都府が認める者
- （イ）研修の目的及び内容が明確に設定されており、また、ガイドラインに定める研修分野が設定されているとともに、その内容がガイドラインに沿ったものとなっていること。
- （ウ）研修受講者が明確に特定されており、園内研修を実施する施設・事業所において研修修了の証明が可能であること。

（3）修了要件の確認

修了要件の確認については、修了要件が必須化された以後、加算（区分3）認定の申請時に加算（区分3）対象者について、以下のものを添付する。

- ア 施設・事業所で作成する研修修了履歴一覧（別紙様式1）
- イ 一覧に記載の各職員が研修を修了していることの証明（修了証等の写し）
 - （ア）保育士等キャリアアップ研修：保育士等キャリアアップ研修修了証の写し
 - （イ）幼稚園教諭免許状更新講習：大学等が発行する更新講習修了証明書（履修証明書）の写し
- ウ その他京都府が提出を求める資料

（4）その他

- ア 修了要件の適用時期については、国通知に準じる。
- イ eラーニングの取扱いについては、別添2のとおり。

2 幼稚園・認定こども園

(1) 修了すべき研修、研修分野及び時間数

幼稚園・認定こども園における加算（区分3）の修了要件として、修了すべき研修内容及び対象者は以下のとおり

研修内容	職位（※）		
	中核リーダー	専門リーダー	若手リーダー
教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修	60時間以上 (うちマネジメント研修 15時間以上必須)	60時間以上	15時間以上

※：P1の注釈に準ずる。

(2) 修了要件に該当する研修

幼稚園・認定こども園の職員が受講すべき研修は、幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質（認定こども園においては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等を踏まえて教育及び保育の質）を高めるための知識・技能の向上を目的とし、かつ、以下ア～オの主体が実施する研修及びカの研修とする。（各研修の受講時間数を合算する。）

ア 都道府県又は市町村（教育委員会を含む。）

イ 認定こども園関係団体、幼稚園関係団体又は保育関係団体のうち、京都府が適当と認めた者

ウ 大学等（大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関、独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）

エ その他京都府が適当と認めた者

オ 園内における研修を企画・実施する幼稚園又は認定こども園

幼稚園又は認定こども園が企画・実施する園内における研修について、以下の（ア）から（ウ）に定める要件を全て満たした場合には、園内研修（別添1参照）の修了者について、副主幹保育教諭（中核リーダー）及び専門リーダーにおいては15時間以内、若手リーダーにおいては4時間以内の範囲で修了要件として、修了すべき研修時間に含むことができる。

（ア）研修内容に関して十分な知識及び経験を有するとア、イ若しくはエが認める者又はウに所属する者を講師として行うものであること。

（イ）研修の目的及び内容が明確に設定されていること。

（ウ）研修受講者が明確に特定されており、園内研修を実施する施設・事業所において研修修了の証明が可能であること。

力 幼稚園教諭免許状更新講習(平成21年度以降)及び免許法認定講習(平成29年度以降)の取扱い

下記の証明書の種類に応じて、研修時間欄に記載の時間数を修了した研修時間とする。

(ア) 免許状更新講習(※1)(※2)

証明書の種類	研修時間
大学等が発行する「更新講習修了証明書(履修証明書)」	書類記載の時間数
教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」または「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」	30時間

(イ) 免許法認定講習(いわゆる上進講習)(※1)

証明書の種類	研修時間
大学等が発行する「学力に関する証明書」 (平成29年4月1日以降に履修したもの)	取得単位数×講習時間

※1 受講した免許状更新講習及び免許法認定講習の内容がマネジメント分野にあたる場合は、それを証明する資料を添付すること。京都府がその内容を確認できた場合は、該当時間分をマネジメント分野の研修受講時間数として扱う。(15時間以内の範囲)

※2 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令和4年法律第40号)の一部施行(令和4年7月1日)より前に実施された幼稚園教諭免許状に係る免許更新講習)に限る。

(3) 修了要件の確認

修了要件の確認については、修了要件が必須化された以後、加算(区分3)認定の申請時に加算(区分3)対象者について、以下のものを添付する。

ア 施設・事業所で作成する研修修了履歴一覧(別紙様式2)

イ 一覧に記載の各職員が研修を修了していることの証明(修了証等の写し)

(ア) 研修実施主体が発行した研修修了証等の写し

(イ) 保育士等キャリアアップ研修:保育士等キャリアアップ研修修了証の写し

(ウ) 幼稚園教諭免許状更新講習:教育委員会が発行する更新講習修了確認証明書
または改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書の写し

(エ) 免許法認定講習:大学等が発行する学力に関する証明書の写し及び幼稚園教諭免許状の写し

ウ その他提出を求める資料

※研修修了要件として、修了すべき研修時間に園内研修を含む場合は、園内研修実施報告書を提出

(4) その他

ア 修了要件の適用時期については、国通知に準じる。

イ eラーニングの取扱いについては、別添2に準じる。